

「粉塵・スチレンの放散」に関する試験方法の追加などについて、以下のとおり、軽微な改定を行うこととする。

1. 経緯

電子写真方式のプリンタのエミッション基準について、2007年1月1日から施行予定の、ブルーエンジェル UZ122 で新たな試験方法が採用されている（以下の(3)に該当）。この新たな試験方法（以下、最新エミッション基準）は、現在採用しているエミッションの試験方法（RAL-UZ62;2003 付録 2・4 以下の(2)に該当）と原理が同じで、試験条件や分析方法に一部変更を加えたものである。この試験用にさらに新たな設備が必要になることはない。

No.122「プリンタ」（2008年5月31日まで）、No.117「複写機 Ver2.1」においては、既に軽微な改定で、最新試験方法を併記している。つまり、以下3種の試験方法を併用している。

- (1) 旧試験方法（JBMS-66）（2008年5月31日まで）
- (2) 新試験方法（RAL-UZ62;2003）
- (3) 最新試験方法（RAL-UZ-122;2005）

2. 方針

No.132「トナーカートリッジ」においても、No.122「プリンタ」（2008年5月31日まで）、No.117「複写機 Ver2.1」と同様の措置をはかる。ただし、上記(1)および(2)の試験終了時期については、今後の状況を見て検討していき、現時点では有効期限は定めない。

これは、トナーカートリッジリサイクルの業界への対応と旧機種や製造打切後のケースに対応するためとする。

3. 軽微な改定

(3) 機器本体への装填時における、粉塵（ほこり）の放出は、室内空気中の2時間連続運転時の濃度 $0.075\text{mg}/\text{m}^3$ を越えないこと。なお粉塵の濃度測定方法は（社）日本事務機械工業会規格（JBMS-66）またはブルーエンジェル RAL-UZ62;2002 付録 3 に記載する試験条件下で測定するものとする。さらに、ブルーエンジェル RAL-UZ62・85・114;2003 付録 4 または RAL-UZ-122;2006 の付録 2 に記載する試験条件下で測定するものを可とし、この場合は機器の複写動作中の粉塵（ほこり）の放散速度が $4.0\text{mg}/\text{h}$ を超えないこととする。

(4) 機器本体への装填時における、スチレンの放出は、室内空気中の濃度 $0.07\text{mg}/\text{m}^3$ を越えないこと。なおスチレンの濃度測定方法は（社）日本事務機械工業会規格（JBMS-66）またはブルーエンジェル RAL-UZ62;2002 付録 5 に記載する試験条件下で測定するものとする。さらに、ブルーエンジェル RAL-UZ62・85・114;2003 付録 4 または RAL-UZ-122;2006 の付録 2 に記載する試験条件下で測定するものを可とし、この場合は機器の複写動作中のスチレンの放散速度が $1.0\text{mg}/\text{h}$ を超えないこととする。

解説 D 使用・消費段階

D 8（有害物質などの使用・排出）

本項目では以下の点が検討された。

(1)機器本体への装填時のスチレン、ダストの放出について

(2)機器本体への装填時のVOCの放出について

(1)については、エコマーク商品類型No.117「複写機」、No.122「プリンタ」において放出量の制限が基準項目とされていることから検討した。これに対し、再生トナーカートリッジには複数の本体機器種類に対応可能な製品があり、装填時の放出量を測定するためにそれらの機種をすべて準備するのはコスト上の負担が大きいという意見が挙がった。検討の結果、トナーカートリッジに由来するスチレンおよびダストの放出については基準項目とすることで低減を図る必要があると判断され、基準を策定する項目として選定した。なお、本体機器の影響もあることから、複写機、プリンタなどの関連商品類型の見直し時に整合を図る必要があることが指摘された。

試験方法などについては事業者の負担を考慮してJBMS-66の規定を活用し、チャンパー室の大きさなど中小事業者に対しても試験実施が大きな障害とならないことを確認し、設定することとした。ドイツの環境ラベル「ブルーエンジェル」の複写機認定基準2003年10月版においては試験方法が変更されており、次回見直し時に試験方法の変更の必要性についても検討することとした。なお、ブルーエンジェルにおいて、プリンタ、複写機、複合機などを対象とするRAL-UZ122「Office Printing Devices」が2007年1月1日から施行されるが、これに合わせるものとしてRAL-UZ-122:2006の付録2の試験方法を2007年2月9日に追加した。旧来の二つの試験方法については、今後の状況によりそれぞれ有効期限を検討するものとし、旧機種用、中小事業者による再生トナーカートリッジなどに対応することとして引き続き採用した。

改定日:2007年2月9日